さらなる市民サービスの向上へ

～「公の施設」で指定管理者制度導入～

市では、4月から「公の施設」のさらなる市民サービスの向上や経費の削減を図るため、民間企業や各種団体の運営ノウハウを活用する指定管理者制度を導入します。

（対象施設は1面参照）

▲陸上やサッカー、ラグビーなどさまざまな競技に使われる運動公園陸上競技場

民間業者に委託が可能に

これまで「公の施設」の管理運営は、地方自治法の規定で委託先が公共的団体等に限定されていました。そのため、平成4年10月1日に市が100％出資した第3セクター「株式会社海老名公共サービス」を設立し、体育館やプールなどのスポーツ施設、海老名駅前の中央公園地下駐車場などの管理運営を委託して、運営時間の延長や、各種サービスの提供に努めてきました。

今回導入する指定管理者制度は、地方自治法が15年9月に改正され、市が出資した第3セクターに委託しなくても、民間事業者を含めた幅広い団体に行わせることを可能にしたものです。

なお、市では「海老名公共サービスは使命を達した」と判断し、指定管理者制度の導入に合わせ3月31日に解散する手続きを進めています。

サービス向上の提案を審査

～12グループ・33施設で導入～

改正された地方自治法では、現在、管理運営を委託している公の施設について、引き続き委託する場合は18年9月までにこの制度への移行が義務付けられています。市では、すべての公の施設（163施設）の管理運営方法を見直すことから始め、去年4月に13グループ（34施設）について募集を行いました。応募のあった36団体について選定委員会で審査し、7月末に選定、12グループ（33施設）を9月の市議会で指定管理者と指定期間の議決を得ました（左図）。

選定は、初めての制度導入による審査ということもあり、一般入札の方法による経費削減よりも、民間企業や各種団体等の利点を活かすために、着実な施設の管理運営に加えて、市民サービスの向上につながる提案を審査する企画提案審査方法を採用。審査委員に市職員のほか、税理士や中小企業診断士といった専門家が加わり、各応募者の経営上の状況も慎重に審査しました。

《指定管理者制度導入経過》

平成17年
- 4月（上旬）　募集概要書の作成（議会へ報告）
  選定委員会による募集要項・審査基準の決定
- （中旬）　指定管理者募集の実施（募集要項などの配布）
  広報えびな、市ホームページに掲載
  13グループ（34施設）について募集
- 5月（上旬）　応募に関する説明会の開催
  応募の受付
  （募集期間　約1カ月）
  36団体が応募
- 6月　選定委員会による審査
  書類審査
  プレゼンテーション審査
- 7月（下旬）　指定管理者の候補者を選定
  12グループ（33施設）を選定
- 9月　市議会定例会
  指定管理者の指定および指定期間の議決

平成18年
- 4月　協定書の締結　／　業務開始

利用方法・料金の変更は議決が必要

指定管理者制度は民間事業者のノウハウを活用することで、効率的な施設管理を行い、より高いサービスをより適正なコストで提供しようとするものです。これを実現するために指定管理者が公の施設の管理を通じて適正な利益をあげることも認められています。

ただし、施設の利用方法や休館日、利用料金などは条例で定められていて、指定管理者だけの判断で自由に変えることはできません。

なお、今後の市民サービスの向上につながる管理運営方法等は、市と指定管理者で協議し、条例改正が必要な場合は、議会の議決を得て採用していきたいと考えています。

みなさんの声をお待ちします

この指定管理者への指定の期間は、有料自転車等駐車場と海老名駅前の中央公園地下駐車場は3年、それ以外の施設は5年間です。以降、指定期間毎に募集、審査、指定の手順を繰り返します。

今後、施設の利用について向上を図るためにも、利用されるみなさんの率直なご意見や要望等をお待ちします。

問　企画経営課

▶展覧会などが行われる市民ギャラリー

制度の導入により受付方法等が変更になる施設については、後日広報紙で内容をお知らせします。

指定管理者制度　Q＆A

これまでの制度との違いは？

主に次の表のような相違点があります

	《新制度》指定管理者制度	《旧制度》管理委託制度
委託先	民間（株式会社）やNPO、住民組織等幅広く可能	自治体が直営、または自治体の出資法人（財団や第3セクターなど）
選定方法	原則として公募し、選定委員会で審査・選定	特定団体（出資団体）へ指定
その他	・管理を幅広く代行 ・施設の利用許可権限を持つ ・利用料金を自らの収入にできる	・委託契約の範囲内に業務を限定 ・施設の利用許可権限なし

指定管理者制度を導入して、どんなメリットがあるの？

・利用者のニーズに柔軟な発想で対応することで、より質の高いサービスの提供が期待されます。
・特色のある事業を自主的に企画し実施することで、施設の魅力がアップし、利用の促進が図られます。
・民間事業者のノウハウを活用し効率的な施設運営を行うことで、管理運営経費の縮減が期待されます。

指定管理者になって使用料が高くなったり、サービス水準が低下することはないですか？

利用時間や使用料など、施設の管理運営についての基本的な事項は市の条例で定めています。そのため、指定管理者が勝手に使用料の値上げをすることはできません。また、人員の配置基準や施設・設備の点検業務、サービス内容など、施設運営の仕様も市が設定していますので、指定管理者が運営内容のすべてを独自の判断のみで決められません。

いままでどおりに利用できますか？

施設の管理運営は、住民の平等利用の確保や差別的取り扱いの禁止が、法律で指定管理者にも義務付けられています。

個人情報は守られるの？

指定管理者に対して、個人情報の取り扱いについて条例（海老名市個人情報保護条例）上の義務を課しています。また、指定管理者と市とで結ぶ協定でも、個人情報の適切な取り扱いについて明記しています。

確定申告16日(木)から受付

所得税の申告受付が16日（木）から市役所でも始まります。確定申告書は、税務署職員や市職員の指導を受けながら納税者ご自身で作成していただく「自書作成方式」です。3月は窓口が混雑しますので、申告は早めに済ませましょう。

問　市民税課市民税担当

市役所でできる申告

次の内容の申告を市役所で行うことができます。

◇市・県民税の申告
◇平成17年分の所得税の確定申告で次のもの
①給与所得のみの申告
②給与所得者・公的年金等受給者の医療費控除や住宅借入金等特別控除の還付申告
③公的年金等の雑所得のみ申告
④給与所得者・公的年金受給者で、一時所得（生命保険などの満期や解約による所得）や総合課税の配当所得、公的年金以外の雑所得がある方
⑤一時所得や総合課税の配当所得、公的年金以外の雑所得のみの方。

▽日程・受付時間　2月16日(木)～3月15日（水）午前8時30分～11時（受付150人を超えた場合は午後の部になります）、午後1時～4時
※土・日を除く。混雑の状況によっては、受付終了時間が早まる場合があります　▽会場　市役所401会議室　▽持ち物　印鑑、筆記・計算用具、前年の申告書の控え等。

市役所ではできない申告

営業等の事業・農業・不動産・土地や株式等の譲渡所得の申告や、分離課税用・損失申告用の申告書を使用する申告、青色申告の相談は大和税務署で相談・申告してください。

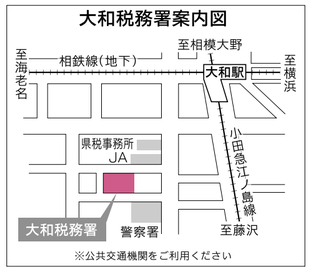

始まっています　市・県民税の申告

市・県民税（住民税）は、今年1月1日現在、市内に住所がある方（住民登録はないが生活の本拠としている方を含む）が課税対象で、一定の所得がある方に対して課税されます。

去年の申告内容を参考に、市・県民税の申告が必要と思われる方には申告書を郵送しています。収入の有無にかかわらず申告をしてください。また、申告書が届いていない方でも、申告が必要な場合がありますのでご確認ください（申告用紙は市役所市民税課で配布しています）。

受付は、2月15日（水）までは同課窓口で、16日（木）からは401会議室で行います。

申告の内容は、国民健康保険税・介護保険料・保育料・児童手当などの算定資料となります。3月15日（水）までに申告書の提出がないと、これらの金額に影響があるほか、課税証明など諸証明の発行ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

市・県民税　申告の必要な方

①平成17年の所得が少なく、所得税の確定申告をする必要がない方
②給与所得者で給与以外の所得の合計額が20万円以下の方
③公的年金のみの収入で、支給された年金から所得税が源泉徴収されていない方のうち、扶養など控除に変更がある方（源泉徴収税額がある方は所得税の確定申告になります）
④遺族年金や失業保険など非課税所得を受給されていた方
⑤収入がなく、同一世帯家族の扶養でない方
⑥扶養義務者が単身赴任などで市外に転出している場合の扶養親族の方
⑦給与所得者で、勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がなく、所得税の確定申告をしない方。

平成18年度市・県民税　主な税制改正点

市・県民税の制度が平成18年度課税分から改正されます。改正の概要は次のとおりです。

①老年者控除の廃止…前年の所得1000万円以下の65歳以上の方に適用されていた老年者控除が廃止されます。
②公的年金控除額の変更…65歳以上の方にかかる公的年金控除額が変更になります（下表）。
③老年者非課税措置の廃止…65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下（公的年金のみなら年収245万円）の方に対する非課税措置が平成18年度から段階的に廃止になり、18年度は本来の税額の3分の1の金額が課税されます。※対象は17年1月1日現在で65歳以上の方（＝昭和15年1月2日以前に生まれた方）です。
④生計同一配偶者の均等割軽減の廃止…17年度に2分の1の額（年額2000円）に軽減されていた、生計を一にする配偶者に対する措置が廃止され、均等割額は一律4000円になります。
⑤定率減税の縮減…市・県民税から差し引かれていた定率控除について、現行（15％）の2分の1の7・5％に縮減されます（限度額2万円）。

公的年金控除額　※65歳以上（昭和16年1月1日以前生まれ）の方

公的年金の収入金額の合計額		控除割合	速算控除額	
現行（平成17年度）	改正（平成18年度）		現行	改正
～2,599,999円	～3,299,999円	―	1,400,000円	1,200,000円
2,600,000円～4,599,999円	3,300,000円～4,099,999円	75%	750,000円	375,000円
4,600,000円～8,199,999円	4,100,000円～7,699,999円	85%	1,210,000円	785,000円
8,200,000円～	7,700,000円～	95%	2,030,000円	1,555,000円

税理士会の所得税　無料申告相談

税理士会大和支部では、小規模事業者（前年度の所得金額が300万円以下の方）と給与所得者で還付申告をする方を対象に、所得税の申告相談と受付を行います。

▽日時　2月20日（月）～22日（水）午前9時30分～11時30分、午後1時～3時30分　▽会場　海老名市商工会館3階大ホール。

※直接会場へ。混雑状況によっては、受付終了時間が早まる場合があります。

自分で書いて　早めに済ませましょう